



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省  
秋田労働局

Press Release

報道関係者 各位

平成 30 年 11 月 27 日

【照会先】

秋田労働局 労働基準部 監督課

監督課長 佐藤 明 士

監督係 竿尾 浩 志

電 話 018 - 862 - 6682

## 木造建築工事現場への集中監督指導の結果について

～過去 3 年間で違反率が最大（半数近くの現場で墜落防止措置に違反）～

秋田労働局（局長 佐藤俊彦）は、10 月 1 日から 10 月 31 日までを労働災害防止重点期間と位置づけ、管内の 6 労働基準監督署で、施工中の木造建築工事現場に対して集中的に監督指導を実施しました。

### 【監督指導の結果】

#### □ 143 事業場のうち違反事業場数は 109 事業場（違反率：76.2%）

監督指導を実施した件数は 105 現場、143 事業場<sup>1</sup>で、このうち、労働安全衛生法違反が認められた件数は 71 現場、109 事業場でした。違反率は、昨年度の 68.9%から 7.3 ポイント増の 76.2%となり、安全対策が不十分な状況が認められました。（別添 1 表 1 参照）

#### □ 墜落防止措置に関する違反が 46.9%で最多

違反の内容は多い順に、

墜落防止措置に関するもの 67 事業場（46.9%）

元請の現場管理に関するもの 27 事業場（18.9%）

作業主任者の氏名等の周知に関するもの 17 事業場（11.9%）

で、特に危険度の高い機械設備や作業場所に対し、機械の使用停止や作業場所への立入禁止等の行政処分<sup>2</sup>を行った件数は 11 現場、12 事業場で、内訳は、

墜落防止措置に関するもの 11 事業場

手工具の安全装置に関するもの 1 事業場

となり、特に足場や開口部などからの墜落災害を防止するための措置が十分に講じられていない状況が認められました。（別添 1 表 2・表 3 - 1・表 3 - 2 参照）

### 【今後の取組】

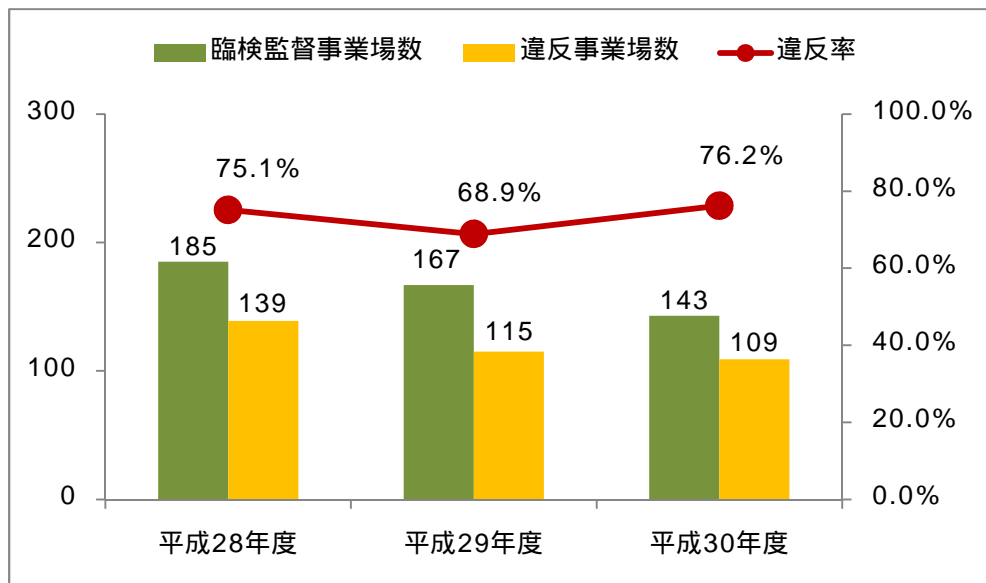
秋田県内の木造家屋建築工事業では、休業 4 日以上労働災害が 73 件（10 月末日現在）発生しており、昨年同期比で 18 件の増加となっており、死亡災害も 3 件発生しています。

墜落防止措置に関する法違反は、死亡などの重大な災害につながることから、引き続き、労働災害撲滅のための監督指導を重点的に実施することとしています。

1) 事業場数とは、建設業の現場で作業する元請事業場と下請事業場の数を合計したもの。

2) 特に危険な機械や作業現場に対して労働基準監督官が行う行政処分、行政処分の対象となった機械や作業場所が安全に作業ができることが確認されるまで、その使用や立入が禁止されます。

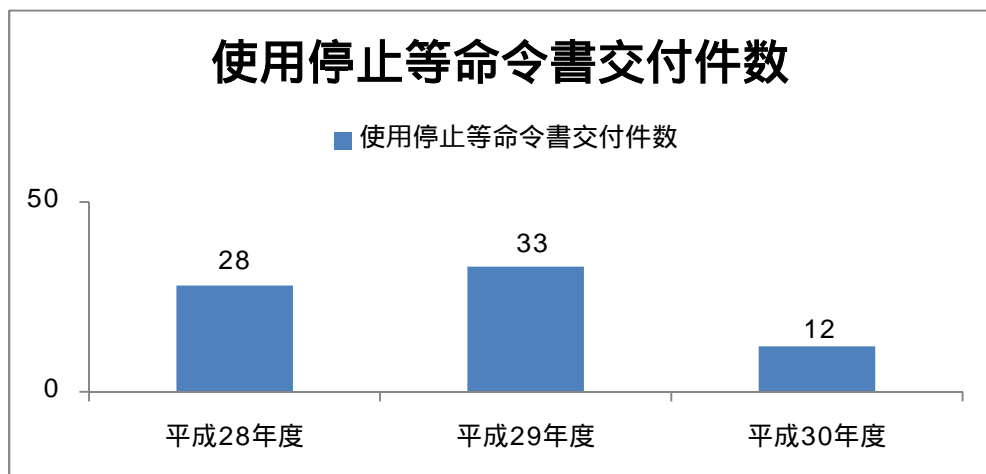
【表 1】過去 3 年の木造家屋建築工事業に対する 10 月の監督指導の推移



【表 2】主な違反内容

主な違反内容	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	違反事業場数	違反率	違反事業場数	違反率	違反事業場数	違反率
墜落防止措置に関するもの	105	56.8 %	82	49.1 %	67	46.9 %
元請の現場管理（下請指導等）に関するもの	39	21.1 %	35	21.0 %	27	18.9 %
作業主任者の氏名等の周知	18	9.7 %	14	8.4 %	17	11.9 %
安全装置等の有効保持	14	7.6 %	15	9.0 %	14	9.8 %

【表 3 - 1】使用停止等命令書の交付状況



【表 3 - 2】主な使用停止等命令書の違反内容

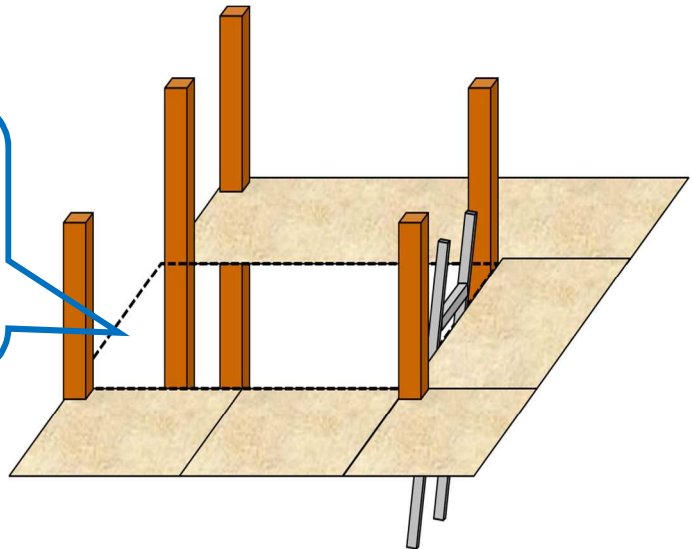
主な違反内容	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	件数	件数	件数
墜落防止措置に関するもの	27	33	11
丸のこ盤の歯の接触予防装置	1	0	0
研削盤の研削といしの覆い	0	0	1

## 事例 1

墜落防止措置に関するもの。建物内部に階段を設置するための開口部があったが、同箇所に覆いや手すりなどの墜落防止措置が講じられておらず、労働者が墜落する危険があった。

## 【監督指導において把握した事実】

建物内部では、まだ階段が設置されておらず、開口部となっており、手すりなどの墜落防止措置が講じられていなかったため、2階で作業する労働者が墜落する危険があった。

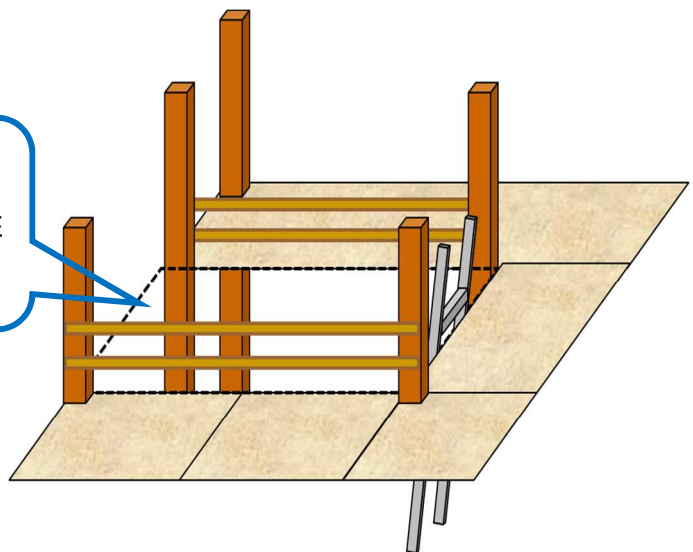


## 【監督署の対応】

墜落災害が発生する危険が高かったため、元請事業場及び作業を行う下請事業場に対し、開口部端部への立入禁止と手すり等の墜落防止措置の設置を命じた。（元請：労働安全衛生法第 31 条・労働安全衛生規則第 653 条第 1 項、下請：労働安全衛生法第 21 条・労働安全衛生規則第 519 条第 1 項違反）。

## 【是正の結果】

墜落の危険のある開口部に手すり、中さんが設けられ、墜落する危険性がなくなった。

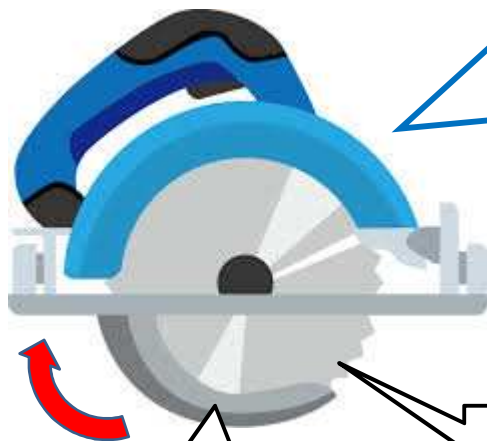


## 事例 2

安全装置に関するもの。現場で使用している携帯用丸のこ盤について、安全カバー（可動式の覆い）が針金で固定され、丸のこの歯が常に全てむき出しの状態となっており、労働者が丸のこ盤の歯に接触する危険があった。

## 【監督指導において把握した事実】

携帯用丸のこ盤（下図）



現場で使用されていた工作用の携帯用丸のこ盤の安全カバー（可動式の覆い）に小さな穴が開けられ、その穴に針金を通し、持ち手近くの金具に緊結することにより、安全カバーが動かないように固定され、丸のこの歯が全てむき出しの状態で使用されていた。（安全装置が無効化された状態で使用されていた。）

丸のこの歯

安全カバー（可動式の覆い）、  
赤い矢印の向きに安全カバーが可動。

## 【監督署の対応】

下請事業場に対しては、携帯用丸のこ盤の安全装置を有効な状態で使用すること、元請事業場に対しては、下請事業場の労働安全衛生法令違反に対して適切な指導を行うことについてそれぞれ是正を勧告した。（元請：労働安全衛生法第 29 条、下請：労働安全衛生法第 20 条、労働安全衛生規則第 28 条違反）

## 【是正の結果】

針金が外され携帯用丸のこ盤の安全カバーが有効な状態で使用されるようになり、また、今後安全カバーが有効な状態で使用されていることを確認するための点検整備体制（点検責任者を定め、同責任者が毎作業日ごとに安全カバーが有効な状態であるかどうかを確認する体制）が構築された。